

## 第4章 歯科技工士法

### 4 歯科技工所再開届

1 事 案	歯科技工所の開設者が、休止した施設を再開した場合、10日以内に届け出る。
2 根拠法令	法21条第2項
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2（進達1、控1）
5 添付書類	
6 事務処理	収受 - 起案 - 決裁 - 進達（台帳整理）
7 審査要領	<p>（1）届出書の誤記・記入もれはないか。</p> <p>（2）名称、所在地、開設年月日は台帳と相違ないか</p> <p>（3）再開後10日以内の届出が行われてない場合、遅延理由書又は顛末書を添付しているか。</p>
8 備考	

(様式4)

## 歯科技工所再開届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒 TEL

開 設 者 (法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ)

氏 名

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり再開したので、お届けします。

記

1 名 称 (フリガナ)

2 所 在 地 〒 TEL

3 開 設 年 月 日

4 再 開 の 理 由

5 再 開 の 年 月 日